

防研総第844号
26. 7. 23
一部改正 防研総第1312号
26. 12. 10
一部改正 防研総第1171号
令和2年12月22日
一部改正 防研総第178号
令和4年3月3日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
図 書 館 長

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所におけるファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について（通達）

標記について、ファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について（防運情第5156号。19. 5. 22。以下「次官通達」という。）第4項の規定に基づき、別紙のとおり定め、平成26年7月23日から実施することとしたので通達する。

なお、防研総発第235号（19. 7. 30）は、平成26年7月22日をもって廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：副所長、統括研究官、事例研究室長

防衛研究所におけるファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について

1 目的

この要領は、次官通達に基づき、防衛研究所に必要なファイル暗号化ソフト（防衛省が提供するファイル暗号化ソフトをいう。以下同じ。）の維持・管理要領について定めるものである。

2 定義

この要領に用いる用語の意義は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「訓令」という。）、防衛研究所の情報保証に関する達（平成19年防衛研究所達第8号。以下「達」という。）、次官通達及び防衛研究所の情報保証に関する細部要領について（防研総第841号。26.7.23。以下「細部要領」という。）に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) ファイル暗号化ソフト保存媒体

ファイル暗号化ソフト及びインストールプログラムが保存された可搬記憶媒体をいう。

(2) 電子計算機

防衛研究所の電子計算機をいう。

(3) 暗号鍵

暗号化及び復号の際に用いられる特定のデータをいう。

3 暗号区の構成

防衛研究所で使用するファイル暗号化ソフトの暗号区は同一暗号区とし、ファイル暗号化ソフトのプログラムの区分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 注意以下電子計算機情報用

(2) 秘密電子計算機情報用

4 維持・管理要領

(1) 作成及びインストール

ア 情報システム情報保証責任者（以下「システム責任者」という。）は、インストール用のファイル暗号化ソフト保存媒体を2枚（正・副）を作成するものとする。

イ システム責任者は、インストール用のファイル暗号化ソフト保存媒体を作成する場合は、スタンドアロン電子計算機で作成するものとする。

ウ システム責任者は、この号アで作成したファイル暗号化ソフトをファイル暗号化ソフトのプログラムの区分ごと適切にすべての電子計算機にインストールするものとする。

(2) 暗号鍵の管理

システム責任者は、ファイル暗号化ソフトの暗号部の設定を第三者に容易に推測又は知られないように暗号鍵を適切に設定及び更新するものとする。

(3) 証跡管理

システム責任者は、証跡管理に関する設定を適切に実施し、必要の都度、証跡を確認するものとする。

(4) 不具合対処等

システム責任者は、ファイル暗号化ソフトの不具合対処、改修等が必要であると認めた場合、電子計算機等の状況を取りまとめの上、統合幕僚長へ通報し、不具合対処、改修等を依頼するものとする。

(5) 機能の停止等

ア システム利用者は、業務遂行上、秘匿措置を講じることなく電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納する必要がある場合は、暗号解除申請書（別紙様式第1）を解除責任者に提出し許可を得なければならない。

イ 解除責任者は、この号アの解除を許可した場合は、暗号解除許可履歴（別紙様式第2）に必要事項を記入し、保管しておくものとする。

ウ 解除責任者は、省秘訓令第14条第3項及び注意通達第2章第14の規定に基づき、秘匿措置を講じることなく電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納するために必要なファイル暗号化ソフトの設定を行うものとする。

エ 解除責任者は、解除を必要とする電子計算機情報について、業務用データの有無を確認するものとする。

オ 解除責任者、システム責任者補助者及び部隊等情報保証責任者補助者は、機能の停止に必要な設定に係る情報を第三者へ漏らしてはならないものとする。

カ この項各号に示す解除責任者は、次のとおりとする。

(ア) 防衛研究所情報システムの解除責任者

a 秘密電子計算機情報

秘密保全に関する達（防衛研究所達第3号。19.4.27）第2条に示す管理者

b 注意電子計算機情報

防衛研究所情報システム利用管理細部要領について（防研総第958号。26.8.27）第4項第3号イに示すシステム担当管理者

c 秘密電子計算機情報、特定秘密電磁的記録、特別防衛秘密電子計算機情報及び注意電子計算機情報以外の情報について、ファイル暗号化ソフトの解除を必要とする場合は、部隊等情報保証責任者の許可を得るものとする。

(イ) 防衛省中央OAネットワーク・システムの解除責任者

防衛省中央OAネットワーク・システム運用管理要綱について（通知）（防整情第3214号。令和4年3月2日）別冊「防衛省中央ネットワーク・システム管理要綱」第2項第3号（1）に規定するシステム担当管理者

(6) ファイル暗号化ソフト保存媒体の取扱い

ア 取扱い要領

ファイル暗号化ソフト保存媒体は、「注意」とし、複製を禁止するものとする。

イ 保管要領

システム責任者は、ファイル暗号化ソフト保存媒体をかぎのかかる保管容器に格納するものとする。

ウ 破棄要領

ファイル暗号化ソフト保存媒体の破棄に際しては、破棄者及び立会者の二人で実施するものとする。

(7) 暗号非常時の処置

ア システム利用者は、ファイル暗号化ソフトをインストールした電子計算機の盗難・紛失又はそのおそれがある場合には、直ちにシステム責任者に通報するものとする。

イ 通報を受けたシステム責任者は、直ちに暗号鍵を更新しなければならない。

(8) その他

ア ファイル暗号化ソフトにより秘匿した電子計算機情報は、秘匿前と同等の取扱いをするものとする。

イ システム利用者は、電子メール等の通信内容の秘匿を目的として、ファイル暗号化ソフトを使用してはならない。

ウ システム利用者は、電子計算機情報の秘匿化に際し、必要なウイルスチェックを行うものとする。

エ ファイル暗号化ソフトをインストールできない電子計算機及びファイル暗号化ソフトに、いまだ対応していない可搬記憶媒体では、業務用データを取り扱ってはならないものとする。

5 システム責任者及び解除責任者の補助

システム責任者及び解除責任者は、本通達の実施に当たってシステム責任者補助者及び部隊等情報保証責任者補助者に、その業務を補助させることができるものとする。

6 ファイル暗号化ソフト調整会議

次官通達第3項第2号に規定する防衛研究所長が指名する者は、企画部総務課長とする。

7 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、システム責任者が別に定めるものとする。

暗号化解除申請書

令和 年 月 日

解除責任者

○ ○ ○ ○ 殿

申請者

所属：_____内線（ ）

氏名（自署）：_____

下記のとおり、暗号化の解除を許可されたく申請します。

システム名	
ホスト名	
ファイル名	
データの概要	
解除理由	
上記データの暗号化の解除を許可する。 令和 年 月 日 解除責任者 ○ ○ ○ ○ (自署)	

- ※ 1 データの概要は、必要に応じて資料を添付する。
2 別紙様式第2「暗号化解除履歴」に必要事項を転記すること。

【解除】

実施年月日	解除担当者 (自署)
年 月 日	

【再設定】

実施年月日	解除担当者 (自署)
年 月 日	

暗号解除許可履歴

解除年月日	被解除者氏名	解除者氏名	端末名等	業務用データの有無	解除理由（具体的に記入）	解除機能の再設定
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未
. .				有・無		済・未

保存期間：3年